

SETOGIWA TIMES

発行者：行政書士塩見事務所 E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com
大阪市中央区谷町 2-5-4 702号 Tel: 06-6946-9505

① あまりにも無防備な協議離婚

日本では、「離婚する」という夫婦の合意があれば離婚届の書類を役所の窓口に届け出ることによって離婚が成立します。役所の戸籍係は、必要などころに必要なことが書きこまれていて、印が押されていれば書類を受け付けます。

離婚届の書類は夫婦どちらか片方が持参すればよく、ふたりそろって行く必要はありません。使用者が持参してもいいし、郵送でも受け付けてもらえます。



戸籍の届出についての戸籍係の審査は、届出に必要な条件が整っているかどうかの形式的なものです。戸籍係は、離婚届を出す夫婦が本当に離婚に合意しているのか、離婚後の夫婦がどんな生活を送るのかなどには関知しません。

「一刻も早く分かれたい」、「とにかく離婚届を出してしまいたい」と願っている妻や夫の方も、

戸籍係に「あなた方夫婦は本当に離婚したいのですか」などと根掘り葉掘りきかれるなんてまっぴらです。

協議離婚だけでなく調停の場合でも、早く決着することを願う人は「もうこれでいいです」と満足できない条件を吞んでしまうこともあるでしょう。

離婚後の自分の生活や、子どもの養育・教育をどうするのかという問題は、離婚届を出し終わって少し落ち着いた頃に改めて考えることとなります。散々苦しい思いをさせた相手方にもう何も求めたくない、一切交渉を断つ、という人もいるかもしれませんが、守るべきものは子どもの幸せです。

子どもの養育は親としての「共同責任」ですし、経済的な問題も大きいことから、子どもの養育を中心とした今後の生活について、離婚した相手方と交渉を始めるべきでしょう。今からでも遅くはありません。

① 離婚したあとを安心して過ごすために

かつて、離婚の争いを裁判にかけることを「時計の修理を鍛冶屋へ持っていくようなものだ」と例えた裁判官がいました。裁判によって離婚をするとき一番肝心なことは、「この夫婦には、これ以上結婚を続けていけない理由がある」と裁判所が認めるかどうかです。そのため多くの場合、離婚の原因が夫婦のいずれにあったのか、どちらがどれだけ悪かったのかを争うことになります。

これは、双方が言い分を主張して譲らないことにつながりますので、結果として離婚後の夫婦の関係が悪化し、子どもとの関係も良好に保てない、ということになりがちです。この点から考えても、離婚の争いを裁判にかけるのはあまりお勧めできないことがお分かりいただけると思います。



離婚するときの夫婦間の協議は、どちらが離婚の原因を作ったかという問題より、離婚後の生活・子どもの養育が中心であるべきです。

離婚後も夫婦が共同して子どもの養育について考えることができるために、憎しみあって別れることなく、お互いが協力できるような関係を残しておくことが大切です。

「結婚していた時には相手に気を遣って自分の本当の気持ちを表せなかったけれど、離婚をしたあとのびのびと自分の気持ちを表すことができるようになった」というのもよく聞く話です。

「調停も裁判もしたくないけれども、確かな保障も約束もなく離婚するのは不安だ」という人に、離婚協議書の作成をお勧めします。

離婚協議書の作成は誰でもできますが、できれば専門家に依頼しましょう。専門家は夫婦の現状とこれまでのいきさつを参考に離婚協議書の内容をまとめます。このとき依頼者の説明が正確でないと、離婚協議書の信頼性がなくなり相手方の同意を得るのも難しくなりますので、注意しましょう。

専門家は依頼者の希望と相手方の同意に配慮しながら離婚協議書を作成し、最後には公証役場で公正証書にして法的な効果を確実にするでしょう。

ほかにもできます：相続・遺言/交通事故/告訴・被害届/パスポート手続

E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com